

令和4年2月21日

山口県まん延防止等重点措置の期間延長に伴う感染拡大防止集中対策期間が終了しましたので、救命講習及び救急法指導を令和4年2月21日（月）から限定的に再開します。

救命講習及び救急法指導の対象者は、当消防組合の管轄内に居住又は、就業されている方及び団体とさせていただきます。

また、下記のとおり、感染防止対策にご協力いただきますようお願いいたします。

記

1 参加人数

- (1) 職員が出向して指導する場合、会場規模によりソーシャルディスタンス（2m以上）が保てる人数以内とします。
- (2) 参加者が多数となる場合、指導日を数回に分けて講習を行います。

2 感染防止対策

- (1) 講習中は必ずマスクを着用してください。
※マスクの配布は行いません。
- (2) 講習前に手指消毒及び検温を行います。
※職員が出向して講習する場合は、依頼者で消毒液を準備してください。
- (3) 定期的に窓を開放し、十分な換気にご協力ください。
- (4) 以下に該当する方は、参加を控えてください。
 - ① 発熱や咳などの症状のある人（当日、必ず検温をしてください。）
 - ② 2週間以内に感染流行地域へ往来した人
 - ③ 2週間以内に感染者又は濃厚接触者と接触した人

3 その他

- (1) 救命講習及び救急法指導の詳細は、消防本部警防救急課、柳井消防署にお問い合わせください。
- (2) 感染状況により講習内容を変更する場合があります。